

獣医師国家試験の改善に関する報告書

平成20年3月17日

獣医事審議会試験部会（獣医師国家試験に係る小委員会）

獣医師国家試験に係る小委員会 委員

- 小野 憲一郎 東京大学大学院農学生命科学研究科教授  
獣医事審議会試験部会長
- 金山 喜一 日本大學生物資源科学部獣医学科教授
- 中山 裕之 東京大学大学院農学生命科学研究科教授  
獣医事審議会試験部会長代理
- 宮島 成郎 (社)全國家畜畜産物衛生指導協会専務理事
- 森田 邦雄 (社)日本乳業協会常務理事
- 横尾 彰 全国農業共済協会企画研修部次長

※ 敬称略、五十音順

## I はじめに

獣医師の活動分野は、飼育動物の診療に限らず、公衆衛生、動物愛護、医薬品開発など様々な分野にわたり（参考資料1）、獣医師は、我が国の畜産業の健全な発展はもとより、飼育動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上にも大きく寄与している。

特に最近は、食品の安全確保に対する社会的ニーズの高まり、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症対策の強化など家畜衛生分野及び公衆衛生分野での獣医師の役割がより一層重要なものとなっている。また、犬猫などの伴侶動物が家族の一員として扱われ、社会におけるその存在意義が高まり、動物の生命や生活の質（QOL：Quality of Life）の向上を求めることが相まって、獣医療における診療技術の高度化・多様化も進んでいる。

このように獣医師を取り巻く社会的情勢の変化を踏まえると、獣医師には、高度かつ広範な知識及び技能とともに、獣医師としての高い資質や倫理観も強く求められている。

また、近年の科学技術の発展が多岐にわたる獣医学分野にも学問の進展をもたらしたことを踏まえ、獣医師国家試験は、これに見合った内容となるよう洗練していく必要があるとともに、獣医師の資格試験として、社会に求められている獣医師の能力や資質を適正に評価できるものとすべきである。

「獣医師国家試験に係る小委員会」は、このような社会が期待する質の高い獣医師の確保に資するよう、獣医師国家試験の改善がなされることを目的として、獣医事審議会試験部会の下に設置された。本小委員会では、獣医師をめぐる情勢等を踏まえ、獣医師国家試験の改善の方向性等について4回（参考資料2）にわたる検討を重ね、獣医師国家試験に関する改善事項を取りまとめたので、ここに報告する。

## II 現行の獣医師国家試験について

### （1）獣医師国家試験の法的位置付け

獣医師国家試験は、獣医師法に基づいて実施される獣医師の資格試験である。獣医師法第11条に基づき、獣医事審議会は、農林水産大臣の監督の下に、毎年少なくとも1回、獣医師国家試験を行わなければならない。試験の目的は、「獣医師法第10条において、「獣医師国家試験は、飼育動物の診療上必要な獣医学並びに獣医師として必要な公衆衛生に関する知識及び技能について行う。」と定められている。」

### （2）受験資格者

受験資格者は、獣医師法第12条に定められており、全国の獣医系大学16校において6年間の獣医学の正規課程を修めて卒業した者（試験実施年度卒業見込み者を含む。）等を対象としている。

### (3) 実施時期及び実施場所

試験の実施は、例年3月上旬であり、3月中旬に合格発表が行われる。試験は、北海道、東京及び福岡の3会場で実施されている。

### (4) 試験の実施方法及び内容

試験の方法は、筆答による多肢選択方式（マークシート）であり、試験の内容は、学説A、学説B、実地C及び実地Dに区分され、獣医師国家試験出題基準に則して出題される。出題内容については、学説Aは、「獣医療の基本的事項」及び「獣医学の基本的事項」から、学説Bは、「衛生学に関する事項」及び「獣医学の臨床的事項」から、それぞれ出題される。また、実地C及び実地Dは、衛生学に関する事項及び獣医学の臨床事項のうち、実地Cでは、獣医療現場で実際に起こりうる基本的かつ重要な内容について、症例・事例を中心に出題され、実地Dでは、獣医療現場で実際に起こりうる症例・事例について、これらを解決する上で必要とされる総合的判断力を問う問題が出題される（参考資料3）。

### (5) 出題数及び試験時間

出題数については、学説Aが100題、学説Bが80題、実地Cが60題、実地Dが60題で、合計300題である。試験時間については、学説Aが150分、学説Bが120分、実地Cが120分、実地Dが120分である。

### (6) 試験問題の作成

試験問題は、獣医事審議会試験部会の専門委員が問題案を作成し、試験部会委員が問題を精査・選定する。専門委員については、平成18年度までは、主に獣医系大学から約30人が任命されていた。平成19年度からは、獣医系大学にとどまらず、関係研究機関等から、獣医師以外の者も含め広く選ばれ、45人に増員されている。

### (7) 合格基準

合否判定は、試験実施後に各獣医系大学で試験問題を検証した後、獣医事審議会試験部会において審議される。合格基準は総合点の6割以上としており、例年約1千人が受験し、合格率は80～85%で推移している（参考資料4）。

## III 獣医師国家試験に関する改善事項

本小委員会では、獣医師国家試験の改善を検討するに当たって、次の点に留意し、改善事項を取りまとめた。

獣医師国家試験は、

- ① 獣医師法第10条に基づき、飼育動物の診療上必要な獣医学並びに獣医師として必要な公衆衛生に関する知識及び技能について実施される資格試験であること。
- ② 獣医師を取り巻く社会的情勢の変化、学問の進展等を踏まえ、獣医師として具有すべき知識及び技能を適正に評価するものであること。
- ③ 社会で求められる獣医師としての資質や倫理観の確保にも寄与すべきものであること。

## 1 出題内容・出題数について

### (1) 必須問題の導入

獣医療における診療技術の高度化・多様化の進展、食品の安全確保への対応など獣医師への社会的ニーズが高まる中、獣医師として必要な知識及び技能も拡大してきている。また、獣医療の進展に伴い、獣医療に対する飼い主のニーズも多様化し、獣医師には、診療内容の十分な説明、獣医療に対する不安や不満など飼い主の心理面にも十分に配慮した信頼関係の確立が必要となっている。このように、獣医師には、高度かつ広範な知識及び技能に加え、獣医師としての高い資質や倫理観も強く求められている。

このため、獣医師として必要な診療技術や知識、資質や倫理観を適正に評価するという観点から、獣医師として特に重要かつ基本的な事項については、獣医師国家試験に新たな試験区分を設けて必須問題として出題していくことが必要である。

必須問題は、獣医師として特に重要かつ基本的な事項を問うという趣旨に合致する出題となるよう十分に配慮すべきである。必須問題の内容については、具体的には、

- ① 獣医師の社会的側面や倫理的側面に関する問題（獣医師の社会的側面への配慮、獣医師としての倫理、義務及び資質等に関する事項）、
  - ② 獣医師の職務、権限等に関する主な法律に関する問題（獣医師法、獣医療法、薬事法、家畜伝染病予防法、食品衛生法、と畜場法、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に関する事項）、
  - ③ 飼育動物の診療や公衆衛生に関する知識及び技能に関する事項のうち、動物あるいは公衆衛生に対して、重大な影響を与えることに直結する事項等非常に重要かつ基本的な問題（検査の基本、臨床判断の基本等に関する事項）
- 等が考えられる。

必須問題を出題するに当たっては、獣医師として特に重要かつ基本的な事項について、具体的に示す必要があることから、必須問題に係る出題基準及び出題割合を作成し、公表することが望ましい。

必須問題の出題形式については、原則として、タクソノミーI型<sup>#1</sup>、Aタイプ<sup>#2</sup>、とし、解答に1問当たり1分程度を要する内容とすることが望ましい。

また、必須問題として出題される特に重要かつ基本的な問題は、受験生に的確に解答することを強く求めている重要な事項であることから、過去に出題された問題でも活用していくことが望ましい。

必須問題の導入時期については、必須問題に係る出題基準の作成・公表、大学関係者への周知等を考慮し、平成21年度（第61回）獣医師国家試験から実施することが望ましい。

## （2）出題数

現行の獣医師国家試験の出題数は、学説Aが100題、学説Bが80題、実地Cが60題、実地Dが60題で、合計300題であり、今後、必須問題の新規導入を考慮し、1割程度の増加とする。

それぞれの出題数については、新たに導入する必須問題と現行の学説A・B及び実地C・Dとのバランスを考慮する必要がある。学説Bについては、「衛生学に関する事項」及び「獣医学の臨床的事項」からの出題であり、これらは重要な事項であることから、一定以上の出題数の確保を考慮し、学説A及び学説Bをそれぞれ80題、実地C及び実地Dをそれぞれ60題として、それに必須問題50題を加え、合計330題とする。

なお、必須問題の出題数については、獣医師として特に重要かつ基本的な事項を出題するという観点から、試験の実施状況を踏まえ、将来的に増やしていくことが望ましい。

## （3）産業動物と小動物に関する出題割合

現行の獣医師国家試験では、出題数全体を見ると、産業動物と小動物に関する出題割合はおむね同程度である。今後も、出題割合については、産業動物と小動物でどちらかに偏ることなく現行程度を維持することが望ましい。なお、その出題内容については、獣医療の実態、社会的情勢等を踏まえたものとすることが望ましい。

#### (4) 獣医療の倫理・獣医師としての資質を問う問題

出題基準には獣医倫理、動物の福祉等が含まれており、これらの問題は現行の試験でも出題されている。しかしながら、最近、獣医師法や薬事法など関連法令に対する違反事例や、獣医師国家試験の試験問題漏えいなどが生じたこともあり、獣医師に対する法令遵守の徹底や倫理観の向上についても問われている。

獣医師としての資質を問うという観点から、大学における法令遵守教育の徹底や倫理観の醸成に資する教育を行政も支援した上で充実させるとともに、獣医師として具有すべき倫理観等に関する問題は必須問題として出題する。

#### (5) 緊急事態に対応できる能力を問う問題

最近の高病原性鳥インフルエンザの発生等への対応において、獣医師には家畜伝染病発生等の緊急事態に適切に対応できる能力が強く求められている。このような実務的な能力は、必ずしも大学教育の中で身につくものではなく、職場における実践的な活動において身につくものであると考えられるが、家畜衛生及び公衆衛生における獣医師の社会的役割に応える観点から、家畜伝染病等の発生時に獣医師に求められる基本的な対応等を問う問題については、引き続き出題していく。

#### (6) 視覚教材の活用と臨床的思考過程・判断能力を問う出題

視覚教材については、現行においても実地C及び実地Dで写真や図表が使用されている。今後、大学教育のほか、臨床現場、家畜衛生や公衆衛生の行政対応における写真等も活用しつつ、思考過程及び判断能力を問う問題の一層の充実を目指すことが望ましい。

#### (7) 問題解釈型・問題解決型の出題数の増加

高度化・多様化した獣医療や公衆衛生の症例・事例に対応するため、応用力を問う問題として、問題解釈型（タクソノミーII型<sup>注1)</sup> 及び問題解決型（タクソノミーIII型<sup>注1)</sup>）を十分に出題し、これらの問題は、実地Cと実地Dに加え、学説Bも含めて出題することが望ましい。

また、応用力を問う問題を増加させることとなるが、受験生の負担等への配慮から、試験日は現行の2日間を維持することが望ましい。

## 2 出題基準について

獣医師国家試験の出題範囲を示す出題基準については、総合力を問う問題を出題するという観点から、現行のカテゴリー別の出題基準を維持し、科目にと